

福岡県バス・タクシーエコタイヤ導入補助金 交付要綱

(通則)

第1条 福岡県バス・タクシーエコタイヤ導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域公共交通の維持・確保に向け、原油価格高騰の長期化により運行経費が増大している乗合バス・タクシー事業者に対し、予算の範囲内において、燃費性能が高いエコタイヤ（一般社団法人日本自動車タイヤ協会ラベリング制度に適合するとして、低燃費タイヤ統一マークがラベリングされたものをいう。以下同じ。）の導入を支援し、燃費向上による運行経費の負担軽減を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金は県内を営業区域とする以下に掲げる事業者を対象とする。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。ただし、公営バス事業者を除く。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、前条に掲げる補助対象事業者がエコタイヤを導入する事業とする。

なお、交付対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定日の属する年度の4月1日から2月28日までとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

補助対象経費	補助率	補助限度額及び補助上限台数	補助金の額
エコタイヤ購入に要する経費（消費税、工賃及び付属品等を除く。） ただし、月次定額制サービス商品、中古品は対象外とする	1/2	1台あたり補助限度額 乗合バス…120千円 タクシー…40千円 補助上限台数 補助対象事業者が保有する、福岡県内を運行する車両（コミュニティバス（※）専用車両を除く。）の50%以内を上限とする。 ただし、1人1車制個人タクシー事業の場合は、1台を上限とする。	補助対象経費に補助率を乗じたもの（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。 ただし、1台あたり補助限度額に補助上限台数を乗じた額を超えないものとする。

※コミュニティバス…交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会が主体的に計画し、以下のいずれかの方法により運行するものをいう。

- ① バス事業者又はタクシー事業者への委託、補助等により運送を行う乗合バス（乗車定員11人未満の車両を用いる乗合タクシーを含む。）
- ② 法第79条の登録を受けて行う道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第1号に定める交通空白地有償運送

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (4) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号に必要な書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第2号により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 この補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更しようとする場合（事業に要する経費の減額の場合を除く。）は、様式第3号に必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定通知）

第10条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の変更交付の決定を行い、様式第4号による変更交付決定を補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第11条 補助対象事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、様式第5号による事業の中止を速やかに知事に届け出なければならない。

（状況報告）

第12条 補助対象事業者は、補助事業の遂行等について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（概算払）

第13条 知事は、補助事業の執行上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項により補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第6号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第14条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取消又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (3) 補助事業の実施について虚偽その他不正の行為があったとき
- (4) 規則及びこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき

(5) 第2条の目的に反しているとき知事が認めたとき

(証拠書類の検査等)

第15条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助対象事業者に報告を求め、補助事業に係る証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

(実績報告)

第16条 補助対象事業者は、補助事業が完了した日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日又は交付決定の属する年度の3月10日までのいずれか早い日までに様式第7号による実績報告書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、実績報告書に基づき、第5条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(暴力団排除)

第18条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

イ 暴力団員が実質的に運営している団体

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

3 知事は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、補助対象事業者（法人の場合は役員）の氏名、生年月日、性別の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。